

# 生活福祉資金 貸付制度のご案内

貸付主体 | 埼玉県社会福祉協議会

資金種類	貸付条件						
	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人	
<b>1 総合支援資金</b> 失業者等、日常生活全般に困難を抱え、生活の立て直しのため継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯へ貸し付ける資金							
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内	12月以内	最終貸付日から6月以内	据置期間 経過後20年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子	原則必要  ただし、連帯保証人なしでも貸付可
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結び費用	40万円以内	—	貸付の日(生活支援費と合わせて貸付をしている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6月以内		連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	
一時生活再建費	生活再建のため一時的に必要で、日常生活費を賄うための費用	60万円以内	—	—		—	
<b>2 福祉資金</b> 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金							
福祉費 日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要と見込まれる費用							
	生業、住宅の増改築・補修等、技能習得、障害者用自動車や福祉用具等の購入、療養経費、災害後の臨時必要経費、冠婚葬祭費、住居の移転等	580万円以内 ※貸付の内容によって限度額が異なります	—	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	据置期間 経過後3年～20年以内 ※貸付の内容により異なります	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	原則必要  ただし、連帯保証人なしでも貸付可
緊急小口資金 次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用							
	医療費又は介護費の支払、給与等の盗難、紛失等の臨時の生活費、年金・公的給付等の支払開始までの生活費等	10万円以内	—	貸付の日から2月以内	8月以内	無利子	不要
<b>3 教育支援資金</b> 低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金							
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月35,000円以内 (高専)月60,000円以内 (短大)月60,000円以内 (大学)月65,000円以内	—	卒業後6月以内	据置期間 経過後20年以内	無利子	(不要)  ※世帯内で連帯借受人が必要
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内					
<b>4 不動産担保型生活資金</b>							
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	土地の評価額の7割程度月30万円以内	借受人の死亡時までの期間又は貸付元金に達するまでの期間	契約の終了後3月以内	据置期間 終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の中から選任
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・居住用不動産の評価額の7割程度(集合住宅は5割) ・貸付基本額の範囲内(生活扶助額の1.5倍以内)					不要

# 各種事業のご案内

## 福祉サービス利用援助事業 (あんしんサポートねっと)

認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者など(市内の在宅・入院・入所の方)で判断能力が不十分な方が、生活していくうえで不安がある場合に、定期的に伺い、安心して暮らせるようお手伝いします。(ご本人の利用意思や契約可能かどうか等の確認をさせていただきます。)



### 【基本事業】(福祉サービス利用援助)

- ①福祉サービス利用援助
  - 定期的な訪問(相談・見守り)
  - 様々な福祉サービスについての情報提供・相談
  - 福祉サービスの利用の申し込み・契約の代行・代理
  - 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用援助

### 【選択事業】(基本事業と併せて援助するもの)

- ②日常生活上の手続き援助 ●住民票の届出等の手続き ●日常生活に必要な事務手続き など
- ③日常的金銭管理 ●公共料金その他各種支払い ●日常生活に必要な金銭の出し入れ など
- ④書類等預かりサービス ●預貯金の通帳 ●実印、銀行印 ●年金証書等 ●権利証又は契約書

### 【利用料金】

①福祉サービス利用援助	●1回の活動につき1時間1,200円
②日常生活上の手続き援助	●日常的な金銭管理の通帳を社協でお預かりし、活動する場合
③日常的な金銭管理	→1回の活動につき1時間1,600円
※上記の料金については、それぞれ1時間以降30分ごとに400円が加算	
④書類等預かりサービス	●基本料2,000円(1年間) ●利用料500円(1ヶ月ごと)

※ただし、ご本人宅から金融機関等へ出向いた際にかかった交通費は別途ご負担いただきます。  
※生活保護世帯は利用料金をいたしません。

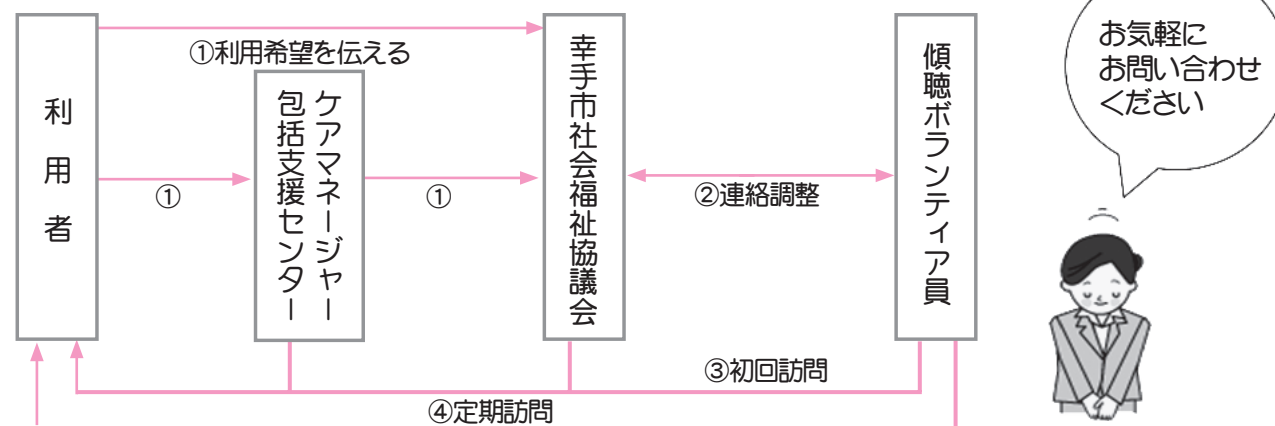
## 傾聴ボランティア訪問事業

平成24年度から、社会福祉法人幸手市社会福祉協議会が幸手傾聴ボランティア「ピース」と共催し、高齢者の心の健康増進や見守り活動等、地域ケアの推進と福祉の向上を図ることを目的とした「傾聴ボランティア訪問事業」を実施しています。

### 【対象となる方】

市内に在住するひとり暮らしの高齢者または高齢者世帯で傾聴ボランティア訪問事業を受けることにより、利用者の日常生活に向上が見込まれると思われる方。

### 【訪問事業実施までの流れ】



お気軽にお問い合わせください

